

西地区町内会 ふれあい館 利用規程

(集会所の名称)

第1条 西地区町内会「ふれあい館」と称する。

(利用目的)

第2条 集会所はふじみ野市西地区町内会住民の共用の場として、各種集会、講演会、その他町民相互の親睦、福祉、厚生及び文化教養の向上のために利用することを目的とする。

(位置)

第3条 集会所の位置は、ふじみ野市霞ヶ丘二丁目3番22号に置く。

(運営)

第4条 集会所の管理並びに運営は、西地区町内会(以下「町内会」という。)に於いて行う。

(利用資格)

第5条 町内会の会員及びその家族とする。但し町内会員以外の者より使用の申し込みがあった場合は、会長の許可により所定の使用料を支払い利用することが出来る。
会員とは、町内会会費を継続して納付している者およびその家族をいう。
会員以外とは、町内会に加入していない者及び西地区町内会居住者以外の者をいう。

(使用申し込み)

第6条 集会所を使用する者は、予め所定の様式による利用申し込み(別表1)を西地区町内会長(以下「会長」という。)に使用日の15日前から(緊急の場合はこの限りではない)提出して、その許可を受けなければならない。

(使用許可)

第7条 会長は前条の許可をするときは、必要に応じ特別の条件を付ける事が出来る。また、同一日時の重複申し込み時の許可は、申し込み先着順とする。その許可に当たっては、会員を優先する。ただし緊急を要する使用が生じた時、会長が認めた場合は変更をすることができる。

(使用制限)

第8条 会長は次の各項に該当する者には集会所の使用を許可しない事ができる。

1. 公安、公益を害し風俗を乱す恐れがあるとき。
2. 政治または宗教活動を目的とするとき。
3. 建物または附属設備等を損傷する恐れがあるとき。
4. 興行、その他営利を目的とするとき。
5. 近隣住民に多大なる迷惑、悪影響を及ぼす恐れのあるとき。
6. その他集会所運営上支障があるとき。

(使用時間)

第9条 集会所の使用時間は原則として8時から22時までの間とする。ただし第七条のただし書きによる場合及び会長の許可を得た場合は、その定めによる。

(使用料免除の範囲)

第10条 下記の会議および事業は無料とする。

1. 町内会各種会議
 2. 町内会主催の各種事業
 3. 町内会会員同志(家族を含む)の親睦会・サークル活動
 4. 町内会および社協より補助金を交付されている団体
 5. 市主催の諸会議・行政連絡のための会議
- ただし、3項については冷暖房費を徴収する。

(有料の範囲および使用料)

第11条 許可を得て使用するときは、第12条に定める使用料を支払う。

1. 会員外の使用のとき。
2. 会員と会員外との合同使用のとき。
3. 町内会会員同志のサークル活動で、月謝を納め指導を受ける時は会員外の5割増しとする。また、冷暖房使用のときは1回当たり500円加算する。

(使用料)

第12条 集会所使用の許可を受けたら、下記の使用料を支払わなければならない。

時間帯 ①:8時～12時

時間帯 ②:12時01分～17時

時間帯 ③:17時01分～22時

	会員			会員外			会員と会員外の合同		
時間帯	①	②	③	①	②	③	①	②	③
使用料	無料			各1,500円			各800円		
冷暖房費	無料			各500円			各500円		

(使用許可の取り消し)

第13条 会長は次の各項に該当すると認めたときは、使用の許可を取り消すことができる。

1. この規程に違反したとき。
2. 使用制限に違反したとき(第8条)

(設備および備品)

第14条

使用者は集会所内の設備および備品を移動または特別の設備を設置しようとするときは、予め会長の承認を受けなければならない。

(使用後の整備と清掃)

第15条 使用者は使用終了後、使用した室、備品および器物等の整理整頓をし、火災、盗難の予防を完全に行うものとする。
ゴミは各自持ち帰り、使用報告書(別表2)と共に鍵を会長に返却する。

(賠償義務)

第16条 使用者は建物および附属設備、備品、器物等を損傷または滅失したときはその損害を賠償しなければならない。ただし会長が不可抗力によるものと認めたときはこの限りではない。

(備品の貸し出し)

第17条 備品の貸し出しは原則として行わない。ただし特別な事情のある場合は会長の許可を必要とする。

(備品使用中の事故)

第18条 使用中の事故については、町内会は一切責任を負わないとする。

(その他)

第19条 この規程に定める他に必要な事項は町内会が定める。
1. この利用規程に則り、別に利用案内を定めて運用基準とする。
2. 近隣住民の意向、意見等を利用規程に反映する。

附則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。